

日 時：平成29年8月30日（水）15:01～16:40

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

水産政策審議会資源管理分科会 第84回議事録

水産庁漁政部漁政課

水産政策審議会第84回資源管理分科会

1 開 会

日 時：平成29年8月30日（水）15:01～16:40

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委 員	大森 敏弘	亀谷 寿朗	嘉山 定晃	田中 栄次	南山 金光
	柳内 克之	山川 卓	山本 勇		

特別委員	井本 慶子	菅原 美徳	津田 幸喜	長元 信男	東岡 保
	船本 源司	松居 俊治	三國 優	山下 久弥	

3 水産庁側出席者

山口水産庁次長 神谷資源管理部長 保科増殖推進部長 藤田企画課長 矢花政策統括官付参事官
黒萩漁業調整課長 黒川国際課長 高瀬漁場資源課長 伊佐栽培養殖課長
大久保水産業体質強化推進室長 久保寺資源管理推進室長 廣野指導監督室長
中奥内水面漁業振興室長

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1	開会	1
	【諮問事項】	
	諮問第 288 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について	4
	諮問第 289 号 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部改正について	5
	【審議事項】	
	資源管理指針の一部改正について	10
	【報告事項】	
	(1) 今後の漁獲可能量配分比率の見直しについて	13
	(2) 第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について	13
	(3) 太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について	14
	(4) N P F C (北太平洋漁業委員会) 第 3 回委員会会合の結果について	20
	(5) 水産基本計画のフォローアップについて (資源管理関係)	22
	【その他】	
3	閉会	

○資源管理推進室長 定刻になりましたので、そろそろ開始をさせていただきたいと思います。大変恐縮ですが、本日司会をすべき管理課長、所用がございますので、資源管理推進室長の私が代わって司会をさせていただきます。

予定の時刻となりましたので、ただ今から第84回資源管理分科会を開催させていただきます。

本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されておられませんので、御発言の際には事務局の方でマイクをお持ちいたしますので、挙手をいただいて、それから御発言をお願いします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中8名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。また、特別委員は16名中9名の方が出席をしていただいております。

では、次に配布資料の確認をさせていただきます。よろしいでしょうか。

お手元の封筒の中の資料でございますが、まず、議事次第がございます。その後、資料一覧がございますので、資料一覧をご覧ください。本日、ちょっと議題が多いので資料9までございます。資料の過不足、漏れ等ございませんでしょうか。もしありましたら、会議の途中でも言っていただければ、事務局の方で替えさせていただきます。

それでは、報道関係者のカメラ撮りの方はここまでとさせていただきます。よろしいでしょうか。

本日は委員改選後初めての分科会となりますので、分科会長が委員の皆様の互選により選任されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、水産庁次長の山口より一言御挨拶を申し上げます。

○水産庁次長 皆様、御苦勞様でございます。

私、7月10日付で水産庁の次長を拝命いたしました山口でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、総会に引き続きまして、この資源管理分科会まで委員の皆様方には御足労いただきましてありがとうございます。また、専門委員の方々、新しく委員をお引き受けいただいた方々、これからの御審議よろしくお願ひしたいというふうに考えております。

資源管理分科会ということで、漁業活動の中心となるいろいろな問題を扱う、非常に幅広い課題がある分野でございます。今日もかなり多くの議題を抱えているわけでございますけれども、やはりこれからの水産の在り方を考えたときには、資源管理をいかに行っていく、また、それを漁業者の所得の向上にどうやって繋げていくか、成長産業化を図っていくかというようなことが、この基本計画の中にも位置づけられておりますので、そういったことを念頭に置きながら、これからいろいろな御議論をいただきたいというふうに思っております。

皆様方との御議論におきまして、政策が更により良い方向に前向きに進むことを御期待申し上げます、お願い申し上げます、私の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 それでは、議事を先に進めさせていただきます。

本日は、先ほど申しましたとおり、委員改選後初めての分科会となりますので、私の方から、資料1の委員名簿に沿って委員及び特別委員の皆様方を御紹介させていただきたいと思います。私から見て左手の方から御紹介させていただきます。

大森敏弘委員でございます。

亀谷寿朗委員でございます。

嘉山定晃委員でございます。

田中栄次委員でございます。

東村先生はちょっといらっしゃらないようなので、南山金光委員でございます。

柳内克之委員でございます。

山川卓委員。

山本勇委員、お願いします。

続きまして、特別委員の方を御紹介させていただきます。

井本慶子特別委員でございます。

菅原美徳特別委員でございます。

津田幸喜特別委員でございます。

長元信男特別委員でございます。

東岡保特別委員でございます。

船本源司特別委員でございます。

松居俊治特別委員、お願いします。

三國優特別委員、お願いします。

山下久弥特別委員、お願いいたします。

ありがとうございました。

なお、久賀みず保特別委員、小杉和美特別委員、近藤直美特別委員、白石嘉男特別委員、山内愛子特別委員、若狭信行特別委員におかれましては、あいにく本日は欠席をされております。

引き続きまして、本日出席しております水産庁幹部の紹介をさせていただきます。

先ほど御挨拶いたしました水産庁次長の山口次長です。

それから、神谷資源管理部長です。

保科増殖推進部長。

藤田企画課長。

矢花政策統括官付参事官。

黒萩漁業調整課長。

黒川国際課長。

高瀬漁場資源課長。

伊佐栽培養殖課長。

大久保水産業体質強化推進室長。

廣野指導監督室長。

中奥内水面漁業振興室長。

以上でございます。

それでは、議事に早速入りたいと思います。

本日は、協議事項が2件、諮問事項が2件、審議事項が1件、それから報告事項が5件ございます。非常にたくさん議題がございますので、議事進行への御協力をお願いいたします。

それでは、最初の協議事項で分科会長の選任に移らせていただきます。

分科会長の選任につきましては、水産政策審議会令第5条第3項の規定により委員の互選によることとされております。どなたか御発言をいただけないでしょうか。

柳内委員、お願いします。

○柳内委員 本審議会の会長でもあり、前期の分科会長でもいらっしゃいました山川卓委員に引き続きお願いしてはと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

異議なしの声をいただきましたということで、山川委員にお願いしてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

大変恐縮ですが、山川委員、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 ただ今委員の皆様方からの御指名によりまして、当分科会の分科会長を仰せつかることになりました山川です。よろしく願いいたします。

分科会長への就任に当たりまして、一言御挨拶申し上げさせていただきたいと思います。

先ほど山口次長からもお話がありましたように、資源をどのように管理して、そしてそれを漁業者の方々への経営に如何に結びつけて漁業を成長産業化していくか、こういったことがこの分科会の主たる審議内容になってくるのだろうと考えております。つきましては、当分科会での審議が今後の水産業の発展にとって非常に重要な意味をもってくると考えておりますので、委員の皆様は活発な御議論をいただきまして、有益な審議が行えるようにしていければと考えておりますので、よろしくご協力くださいますようお願いいたします。

では、座って議事に入らせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、協議事項2の分科会長代理の指名についてですけれども、水産政策審議会令第5条第5項の規定によりますと、分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するとされております。

つきましては、私のほうからは田中栄次委員に分科会長代理をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 それでは、田中委員におかれましては、よろしく願いいたします。

次に、諮問事項2件について御審議いただきたいと思います。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の

規定に基づきまして、当資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしく
お願いいたします。

それでは、まず諮問事項の第288号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正に
ついて」、事務局から資料の御説明をよろしくお願いいたします。

○企画課長 企画課長の藤田でございます。

資料の2をご覧ください。

まず、諮問文を朗読させていただきます。

29水漁第746号

平成29年8月30日

水産政策審議会

会 長 山川 卓 殿

農林水産大臣 齋藤 健

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第
5号）の一部改正について（諮問第288号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第
5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）
第65条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

というものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、この内容でございます。

指定漁業につきましては、漁業法に基づきまして幾つか欠格事項というものが定められてござ
います。船舶の漁船の適格要件ですとか資本の要件、この他に法令遵守と、労働に関する法令を
遵守する精神を著しく欠く者ということが定められております。

2の改正の概要のところをご覧ください。昨年の臨時国会におきまして、外国人の技能実習の
適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が成立をいたしております。これは、その法律に
おきましては、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために、いろいろな
内容を定めておりますが、技能実習生と直接の雇用関係にございます、いわゆる漁業者の方、こ
の方の改善命令とかといったものも定められております。

そういったことから、ちょっと申し訳ないんですが、後ろから見て2枚目、下に2と書いた新
旧対照表をご覧ください。これは指定漁業の許可及び取締りに関する省令の中身の部
分なんです、まさしくこの第5条の3の2項の中に、労働に関する法令ということで幾つか法

律が列挙されております。この中に、今申し上げました外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律、これをつけ加えるということが今回の諮問させていただく内容となっております。

先ほどのページにお戻りいただけますでしょうか。

スケジュールでございますが、パブリックコメントを7月の下旬から実施しておりまして、1件、改正することに賛成だという御意見をいただいております。交付につきましては9月の中旬に行いまして、この施行は、技能実習法の施行の日と合わせまして11月1日からということをお願いをしたいというものでございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今の御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたらよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御発言がなければ、諮問第288号については、原案どおり承認をしていただいたということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に諮問第289号「特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部改正について」、事務局から資料の御説明をよろしく願いいたします。

○漁業調整課長 漁業調整課長でございます。

それでは、資料3に基づきまして説明いたします。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

29水管第1660号

平成29年8月30日

水産政策審議会

会 長 山川 卓 殿

農林水産大臣 齋藤 健

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号）の一部改正について（諮問第289号）

別紙のとおり、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267

号)第65条第6項及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

ちょっと分量が多いので、はしょって説明させていただきます。資料の中の説明、詳細が書いてございますので、後で御確認いただければと考えております。

本改正の趣旨でございます。2ページをご覧ください。

本改正の趣旨でございますが、我が国が加盟する中西部太平洋まぐろ類委員会を初めとする地域漁業管理機関におきまして、高度回遊性マグロ類、カジキ類、サメ類等については、さまざまな規制が取り決められているところでございます。資源の悪化しているマカジキであるとか、サメ類に対する保存管理措置も、その中で採択されているということでございまして、現在、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づきまして、操業前1カ月に届け出をすれば着業できるという届け出漁業とされているかじき等流し網漁業につきまして、より適切な管理をしていくために、着業を制限する許可制に移行する。その他、サメ類の魚体所持等の制限を行う等の改正を行うということが趣旨でございます。

全体の概略を説明いたします前に、11ページ目をお開きください。横広のA3の図になっているものでございますけれども、一番ポイントのところを図示されております。

左側が現在のかじき等流し網漁業の規制の概略図でございます。東北、千葉から北海道の道東沖まで操業できるわけでございますが、それから南側、公海につきましては操業が禁止されているところでございます。ブルーの破線で囲まれているところが、農林水産大臣に操業する前1カ月に届出をするということが義務づけられているところでございまして、北海道から千葉県の地先沖合海面につきましては、北海道の海区漁業調整委員会の承認制であるとか、青森県の知事許可制であるとか、そういったもので各道県の管理のもとに置かれていると、こういうような形になっておりました。沖合の部分につきましては自由に着業ができると、緩い規制だったわけでございます。

これを右側のような規制に変えたいという省令改正でございまして、ピンクで囲まれている水域につきましては、従来の北海道から千葉県までの都道府県の管理を維持するために知事の許可が必要な水域ということにして、ブルーの破線で囲まれた部分については、農林水産大臣の許可がなければ着業ができない水域という形で規制するということが肝でございます。いずれにせよ、知事の許可ないし大臣の許可が要るわけでございますので、勝手に増隻したりすることができない。要するに、漁船隻数が完全に抑えられるというような仕組みにするということでございます。

前に戻っていただきたいんですが、2ページ目に戻っていただいて、改正の概要ということでございます。

まず1つは許可制への移行等についての部分でございます。実は、この①のところでございますけれども、かじき等流し網漁業というのは、カジキ、カツオ、マグロをとることを目的として流し網を使用してやる場合、こういった場合がかじき等流し網漁業とされておったわけですが、実はサメが対象種になっていなかった。流し網漁業でサメのみを目的とするときは届出すら要ら

ないと、このような緩い規制になっておたわけでございますが、先ほども申し上げましたように、サメ類につきましても高度回遊性魚種であり、なおかつ資源的に非常に厳しい状況になっているものもございいますから、流し網漁業の対象種としてサメも加えて、かじき等流し網漁業の「等」の部分にサメも入れるという定義の改正をするということです。

それから、2番目につきましては、先ほど説明しましたように、届出制から許可制への移行をするということでございます。

そして、3ページ目に飛ばしてもらいますけれども、先ほど言いました各県の地先沖合につきましては、大臣許可の例外ということで、都道府県知事の許可を受けていれば操業できる海域を設けるということでございまして、このため、各都道府県におきましては、現在委員会承認とかで規制している県がございいます。例えば北海道であるとか岩手であるとか宮城であるとか茨城であるとか千葉でございいますけれども、こういったものについては、各道県の漁業調整規則を改正していただいて知事許可制に移行していただくという手続を現在並行してとっているというような状況にございます。

④につきましては、許可期間については、ほかの特定大臣許可漁業並びに操業の実態に合わせた形で、1年間の許可にするということでございます。その操業期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年の許可。また、この前一斉更新がございましたけれども、指定漁業については5年になっておるわけでございますが、特定大臣許可漁業については、こういった形で1年ずつの許可をしていくということにしております。

許可の申請につきましては、1月1日からの操業でございいますので、その1カ月前である11月30日までに申請を毎年していただくと、これもほかの漁業との横並びで、1カ月前までに申請していただくという仕組みをしております。

それから、(2)に移らせていただきますけれども、さまざまな制限または取締りについてでございます。

4ページ目でございますけれども、(2)の①にVMSの衛星船位測定送信機でございいますが、備えつけ等についての規制をやるということでございます。ほかの特定大臣許可漁業並びに許可番号の表示義務であるとか漁獲物の陸揚げ港を必要に応じて制限する、それから、先ほど申しました衛星船位測定送信機、VMSの備えつけ及び位置等の報告義務といったものを取り入れていきたいということになっております。それから、船舶の塗装と、流し網に標識をつけなければいけないと、こういった規制も盛り込みます。そういったさまざまな規制をするわけでございますけれども、これらの規制につきましては、各都道府県知事の許可を受けている者についても統一的に規制の対象とするということとしております。

それから②、操業区域の制限の緩和でございます。これもちょっと複雑なのでございいますけれども、一応先ほどの資料の後ろの11-1、11ページ目の次、横開きの表になっているものの後ろについております。その表の中を見ながら説明いたしますが、もともと届出漁業であった場合でも操業禁止区域というのを設けていたわけでございます。最初、この届出漁業に、かじき等流し網漁業が始まったとき、届出隻数が350隻近くあったわけですが、三百二十数隻あったわけござ

いますけれども、それが現在は届出数自体が83隻まで減っているというような状況でございますし、さまざま複雑な事情があったわけでございますけれども、そういった事情も徐々に減少しておりますことから、これを省令で一律的に記載して制限するのではなくて、許可の制限条件で必要に応じて規制をしていくという仕組みに変えるということでございます。届出の場合は、制限条件というのを個々の許可ごとにつけることはできなかったわけでございますけれども、許可制にしたことにより、許可の制限条件で随時制限をしていくという仕組みに変えるということでございまして、その右の上のほうの4号海域、それから5号海域と、この部分については許可の制限条件で規制し、民間協定等がうまくいけば、そういった民間の取り決めに委ねるといふことも今後検討しているというような状況でございます。

それから、5ページ目の③、ヨゴレ及びクロトガリザメの採捕の禁止についてでございます。これは、ヨゴレというのは、クロトガリザメ同様サメ類なんですけれども、ヨゴレ及びクロトガリザメにつきましては、資源が急激に減少しているというような状況を踏まえまして、これらのサメの採捕禁止というのがWC P F Cにおいて採択されている実情にございます。この魚種の採捕につきましては、かつお・まぐろ漁業等についても禁止されておりますので、そんなに実際漁獲もしていない実情にあるんですけれども、かじき等流し網漁業についても統一的に採捕禁止にするということです。

それから、その次に書いてございます沿岸まぐろはえなわ漁業という届出漁業が別にあるんですが、これは近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業といった指定漁業を規制する際に、ヨゴレは禁止していたんですけれども、クロトガリザメの採捕禁止漏れがございまして、今回の特定大臣許可省令の改正に伴いまして、これもあわせて規制するというところでございます。

それから、④でございます。④は、サメの魚体の所持等の制限についてでございます。ひれだけを持ち帰ることによるサメ類の資源の無駄遣いというものが国際的に問題視されております。FAOとかで、そういったものについて、漁獲したサメ類を全て持ち帰る、有効利用を徹底させるという観点で、いろいろ取り決めがございまして、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業、沿岸まぐろはえなわ漁業については、採捕したサメを所持したときは、日本国外で当該サメの一部を陸揚げした場合を除いて、当該サメの全ての部分を陸揚げまでの間、船上において所持することが義務づけられております。これと全く同じ規定をかじき等流し網漁業にも取り込むということでございます。

それからあと、漁具の制限の緩和でございます。これは、①でございますが、流し網を敷設する場合については、海中におけるその長さの合計が当該漁業に係る船舶ごとに12キロメートルを超えないようにしなければならないというふうになっております。これは、規制当初、沖合底びき網漁業、近海かつお・まぐろ漁業などに従事する多くの漁船が密集して操業していて、漁具の規模についても制限しなければならないという必然性からやってきたものでございますけれども、先ほどの操業区域の規制でも申しましたとおり、320隻あったものが83隻まで大きく減少し、ほかの漁業との調整の必要性というものが若干薄まってきているということでございまして、一律に省令で禁止するのではなくて、先ほども申しましたように、許可の制限条件によって規制をする

という方向で変えていきたい、きめ細やかに対処していきたいというふうに考えておる次第でございます。

これが今回の省令の改正内容でございます。施行期日につきましては、来年の1月1日からということでございます。それから、申請の準備等におきまして、その申請の期間等についての措置を置いております。

それから、先ほど申しましたように、海区漁業調整委員会の承認を受けている者に対しての特例でございます。これは、海区漁業調整委員会の承認は、4月から翌年の3月までというふうになっているものが多いものですから、今回の経過規定としまして、4月1日から翌年3月31日までの実態を踏まえまして、移行期間として今回の改正につきましては、平成30年3月31日まで委員会承認を持っている人たちには許可を受けているものとみなして、改正後の許可制を適用することとでございます。要するに、承認を持っている人は、3月31日まではそのままでも大丈夫ということとでございます。

それから、もう一つ、罰則の適用に関する経過措置、(4)については、他の法令等による場合と同じで、「なお従前の例による」という規定を置かせてもらう。

それからもう一つ、これは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に関係する部分でございますけれども、この法律の施行規則も関係がございますので、一緒に改正するという事です。海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の施行規則におきましては、農林水産大臣の許可、その他の処分を要する漁業以外の漁業で、農林水産大臣が管理し、漁獲可能量を定めるべき漁業として、かじき等流し網漁業が現在定められております。

今回の改正によりまして、②でございますけれども、農林水産大臣の許可を要する者と、知事の許可を受ける者とに分かれることになります。複数の同県の海域を行き交って、複数の同県の港に水揚げするというかじき流し網漁業も多いということを踏まえまして、それぞれの知事許可を受ける者であったとしても、海洋水産生物資源の保存及び管理に関する法、通称TAC法でございますけれども、これに基づく数量管理に当たっては、ばらばらに大臣許可、知事許可と分けるのではなくて、数量管理については農林水産大臣がまとめて数量を管理・把握するというような仕組みにするということとございまして、引き続き指定漁業等として指定するという事をやるということとでございます。

以上、説明してきましたとおりとございまして、公布は9月の上旬を考えておりまして、施行は30年1月1日を考えております。パブリックコメントにおきましては、もう既に終了しておりまして、どういった意見が出ているかということの一部紹介いたしますと、3つ4つあったんですけども、現在の漁場での操業秩序を壊さないで欲しいと。せっかく今安定しているんだから、それをなるべく維持できるような仕組みとして運用してくれというのが3つ4つありました。我々も、それを十分踏まえております関係上、都道府県の海域、既存の都道府県の地先海面の秩序と大臣の許可制というのがうまく具合に組み合わせるような制度は仕組んだつもりでございますけれども、もし今後、そこにまた問題が出てきたら、我々が都道府県等と調整いたしまして秩序の維持が図れるようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今の御説明に関しまして、何か御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。かなり大きな改正かなというふうにお見受けいたしましたけれども。

よろしいですか。

では、特に御意見等ないようですので、諮問第289号については、原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

諮問事項についての審議は以上でございます。

それでは、諮問第288号及び諮問第289号について、確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答申書

29水審第14号

平成29年8月30日

農林水産大臣 齋藤 健 殿

水産政策審議会

会 長 山 川 卓

平成29年8月30日に開催された水産政策審議会第84回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第288号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について

諮問第289号 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部改正について

それでは、この答申書を山口次長にお渡しいたします。

(分科会長から山口水産庁次長へ答申書手交)

○山川分科会長 続きまして、審議事項に入ります。

資源管理指針の一部改正について、事務局から御説明、よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。資源管理推進室長の久保寺でございます。資源管理指針の改正につきまして御説明させていただきます。

資料4をご覧いただきたいと思います。

今回の主な改正点は、太平洋クロマグロの資源管理措置についてでございます。中西部太平洋のクロマグロについては、WCPFCの決定に基づき、現在の親魚資源量を2024年までに少なく

とも60%以上の確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定目標として管理を行っているところでございます。

今回の変更内容といたしましては、我が国の直近年における漁獲量を更新するということと、それから、第3管理期間、これは沿岸の方は7月から開始されます。第3管理期間における資源管理措置について、我が国の漁獲上限、それから沖合漁業、沿岸漁業、それぞれの漁獲上限の記載を変更いたしまして、それから、沿岸漁業においてはブロック別管理、これは複数県の来遊の偏差を吸収するためにブロックを形成していただきまして、そのブロック別に数量管理をしていたんですが、第3管理期間は、これを各県別に管理を変更いたします。こういうことを明記させていただきまして、あとは字句の修正等を行いました。

同じものが新旧対照表を資料4-1、それから溶き込んだ改正文全文を4-2に御用意させていただいております。それぞれ御確認をいただきたいと思っております。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今の御説明に関しまして、御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中でございます。

国際資源なので、こういうふうにするのはもうやむを得ないと思いますが、1つ、今までの経緯から考えると、どうしても定置網漁業の混獲というのは避けられないという現実があるわけですね。それは結局、まき網の方で調整していただくという形しかなくて、今そういう方向でやっているんだと思うんですけども、今後もそういう形になるんだとすれば、ずっとまき網が損をするわけじゃないですけども、そういう形になってしまうので、何かその辺、うまく調整する仕組みを入れる必要があるんじゃないかというふうに思いました。

以上です。

○山川分科会長 いかがでしょうか、久保寺資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 御指摘ありがとうございました。まさしくそのとおりだと思います。

最初にやらなければいけないのは、私、公平にと申しますけれども、全ての漁業者にそれぞれ枠を割り振りまして、その範囲で漁獲をしていただくということ、これが管理の基本でございます。もちろん定置網は、水産庁も申しますとおり、数量管理になかなか合わない実態があるということも、これは事実でございます。しかしながら定置網も、実はものすごく大きい規模の定置網、それからマグロを狙う定置もありますし、それから、例えばブリとか、その他の魚の混獲でクロマグロを獲ってしまう、もう本当にやむを得ない混獲もございます。この地域ごとに、それから網ごとに実態がかなり異なるものですから、画一的にこういう管理をしろというふうに水産庁がお示しすることがなかなかできませんでした。

これを更にきめ細かく、ある程度の方針を示した上で、各定置網で例えば休漁する。休漁の仕方も輪番休漁、一時的休漁、いろいろやり方がございます。何キロ獲ったら休むという管理をしていただいている定置網もございますし、それから、もちろんその他の漁業についても、非常に

痛みを伴うような管理を現在していただいております。大きな漁業、小さな漁業、それから南から北までいろいろございますけれども、それぞれの実態に応じて、それぞれ管理をして努力をしていただくという故に漁獲の超過の問題があらうと思っておりますので、その努力をしていただいた上で超過したものについては、水産庁はいろいろな工夫をして対応していくということで、第2管理期間の超過分はそれぞれ差し引くやり方も工夫をさせていただいております。

そういうことで、先生の御指摘のとおり、いろいろな実態に応じて現場に応じた管理の仕方、これを今後とも進めてまいりますし、その上でやむを得ない混獲についてはどう処理するか、これも引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

田中委員。

○田中委員 別の視点ですけれども、よろしいでしょうか。

クロマグロに限ったことではないんですけれども、回遊性のものって、毎年毎年枠を決めて管理するのが難しいんですよ。これは国際資源なので、我が国国内だけで決められないんですけれども、キャリーオーバー、繰り越し制度とか、ある一定期間内に漁獲量をフィックスして、その中でやりとりするような、そういう仕組みを、クロマグロに限った話ではないんですけれども導入していただきたい。そうしないと、なかなか毎年決められた量だけ管理するのは難しくなりますし、ただ、これは国際会議に諮らないといけないので、この場で幾ら言っても実現はできないので、対応を、どちらの課になるのかわからないんですが、そちらの国際会議のほうで主張していただいて、お認めいただけるよう努力いただければありがたいと思っております。

○山川分科会長 では、久保寺資源管理推進室長、よろしくお願ひします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

枠の管理ですね。先ほど述べましたとおり、難しい点は確かにございます。そこは工夫の余地があると思っております。ただ、まず枠をどう守るのかというのを今努力を傾注しているところでございますので、将来の枠を先取りするというのは、正直言って検討が非常に難しいです。それは率直にそう申し上げます。今やっているのは、逆に言うと国際ルールで、超えてしまったものは翌年からもう少し差し引いて前借りさせてもらいなさい、そのかわり翌年は枠が縮小すると、ここは国際的にも認めていただいております。

いずれにしても、国内と国際で、国際的には他の国にも努力をしてもらわなければいけない以上、我々はきちんと身を立てなければいけないんですけれども、国内では現実にはどのような工夫ができるのかというのは、今後とも検討してまいります。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

クロマグロにつきましては、非常に複雑な国内調整も必要というようなことで、いろいろと関係の方々、御努力いただいているところでございますけれども、今後ともよろしくお願ひいたします。

他に本件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

では、特にございませんようですので、そのように決定させていただきます。

続きまして、報告事項に入ります。本日は事務局から報告事項が5件あるということでございます。

まず、その1つ目の(1)、今後の漁獲可能量配分比率の見直しについて、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。資源管理推進室長でございます。

資料の5をご覧くださいと思います。

これは、毎回というか、3年に一度なんですけれども、定期的に御報告をさせていただいている問題でございます。TACの中で配分のシェアをどう見直すのかということで、直近のデータに基づきまして、例えば大臣管理、知事管理それぞれ、あるいは知事管理別の都道府県別の配分につきまして見直しをするということでございます。

見直しの中身につきましては、もう法則と基準が決まっておりますので、割と機械的な作業になるんですけれども、できるだけ直近の状況を配分に反映させるという作業でございます。

今、TAC魚種、7魚種ありますけれども、スルメイカだけは指定が1年遅れましたので、他の6魚種について今回作業をさせていただきます。スルメイカについては、また来年同じような作業をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○山川分科会長 ただ今の御説明に関しまして、何か御質問、御意見等あれば、よろしくお願いいたします。

特にございませんようですので、次の報告事項に移りたいと思います。

次は2番目ということで、第1種特定海洋生物資源の採捕数量について、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。引き続き資源管理推進室長の方から説明させていただきます。

資料6をご覧くださいと思います。これも毎年のように定期的に御報告をさせていただいているものでございます。

1ページ目については、平成29年6月30日までの採捕ということで、8月10日現在で報告された数字を記載しております。オレンジに塗ったサンマ、マサバ及びゴマサバ、それからスルメにつきましては、6月末で管理期間、28年度漁期が終了いたします。それ以外については、まだ管理の期間中ということですので、途中の数字が掲載されております。

それから、2ページ目をご覧くださいんですが、これが大臣管理と知事管理、それぞれに配分をするという表でございます。それぞれ消化率を掲載しております。

さらに3ページ目は、県ごとに魚種ごとの消化率、これを掲載させていただいております。

以上でございます。

○山川分科会長 ただ今までの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。

特にございませんようですので、次の報告事項に移りたいと思います。

太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性について、先ほどの審議事項にも一部関連するような内容かと思えますけれども、事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○国際課長 国際課長でございます。太平洋クロマグロの資源状況と管理の方向性につきまして、国際的な面と、あと国内の面について、私と資源管理推進室長の方から御説明いたします。

資料7でございます。1枚目は表紙だけになりますので、ページをめくっていただきまして、裏の2ページ目の上のまずスライドです。

太平洋クロマグロの分布・生態についてということで、産卵域につきましては日本近海となるけれども、回遊域、アメリカの西海岸の方まで行って帰ってくるということで、高度回遊性の魚である。したがって、非常に国際的な協調管理が必要だということでございます。

下の絵が、成長の状況についてグラフで示したものです。ご覧いただいたのは、右側に年齢と体長と体重、それぞれ書いてございますが、大体3歳魚、1メートルを過ぎて30キロを超えるあたりから性成熟して子供を産めるようになってくる。5歳になると、大体全ての魚がそういった能力を持ってくるということになっております。したがって、国際的にも、大体年齢でいうと3歳魚ということなんですが、30キロを目安に、それ未満のものとは以上のもので、また後ほど説明しますけれども、分けて管理をしていこうという形になっております。

右側の3ページ目が、太平洋クロマグロの国別漁獲量と漁法別の漁獲量をそれぞれ比べているものです。黄色が国別のところですが、黄色の我が国の漁獲量がいかに多いかということがおわかりいただけるかというふうに思います。米国、台湾、韓国なども獲っておりまして、メキシコも緑ですから、それなりの量はあるんですけども、圧倒的に我が国が量が多い。量が多いということは、それだけ責任も多いということでございます。漁法別につきましても、やはりまき網のインパクトが非常に多いという形になってございます。

その下のスライドが年齢別の漁獲状況であります。ご覧いただきますと、やはり0歳魚の漁獲が非常に多いということがおわかりいただけるかと思えます。どういったシェアで、主にどこの漁法で、どういう用途で漁獲されているかというのが下の帯グラフになります。0歳魚については、主に西日本のまき網が中心となって、食用ですとか養殖用として捕獲しているというものが多くということがおわかりいただけようかと思えます。

めくっていただきまして4ページになります。

上の漁業の各漁業別で今の組みかえた色分けのグラフです。太平洋の東と西に分けていただくと、やはり西の漁法の与えるインパクトというのが非常に大きいということがわかっていただけるかと思えます。また、まき網も小型魚対象のまき網、あと、先ほど来、定置の話も出ておりますが、やはり沿岸漁業が与えるインパクトというのが非常に大きいということがおわかりいただけるかと思えます。

下が親魚の資源状況になります。これが、我々水産庁もよく説明の際に用いさせていただいているグラフなんですけど、親魚の資源量が非常に落ち込んできております。1952年の頃から統計をとって比較をしているものなんですけど、1960年代は非常にあったものが、その後、右肩下がりで、

1980年代に歴史的最低値という書き方をしていますが、底を打っている状況になっております。90年代に一回復活しておりますが、2000年代に入って、また非常に低い傾向になってきております。そこで、ここで点線で歴史的中間値という書き方をしていますが、要は今までの平均という形で御理解いただければと思います。これが4万1,000トン、それに対して、今、平成10年は1万2,000トン、14年は若干回復しまして1万7,000トンということで、このまま右肩上がりになってきておまして、回復を図っているということです。

次の5ページ目、じゃ、どのぐらいの目標で回復を図っているかということでもあります。

5ページ目の上に、国際委員会における決定事項ということで、中西部太平洋を中心にしたWCPFCの委員会の決定と、その下にIATTC、東半分の委員会の決定をそれぞれつけてございます。WCPFCにおいては、まず親魚の資源量を2024年までに60%の確率で、先ほど申し上げた歴史的中間値、4万1,000トンまで回復させようということを目標としております。ここで暫定回復目標ということをおっしゃりますが、要は、ここが最終的な目標ではなくて、最終的にはもう少し野心的に引き出さないといけないということなんです、まだこの目標というのが決まっておられません。具体的にどういう実効性があること、水準でどのぐらい守っていかなければいけないということは、科学的な点も含めて議論があります。そこで、まずここまで達成しようということを決まっているのが、今の暫定回復目標という概念になっております。

じゃ、具体的にそのためにどういう規制をしていくかというのが②と③の部分です。30キロ未満の小型魚につきましては、2002年から2004年の平均的な漁獲の水準から各国半減させようということになっております。我が国については、具体的には4,007トンという基準になっております。また、30キロ以上の大型魚につきましては、同じ2002年から2004年の平均の水準から増加させないという形になっておまして、我が国の場合4,882トン、この水準が上限という形になっております。

また、東側、IATTCにつきましては、目標につきましては同様に2024年までに60%の確率で4万1,000トンまで回復しようということが目標になっております。②、③につきましては、我が国に直接関係ございませんので省略いたしますけれども、こういった漁獲制限を行っているというところであります。

今、資源状況なり漁獲制限ということをおっしゃりましたが、その前提となっているのが、0歳魚がどのぐらい加入してくるか、どのぐらい生まれて生き長らえていくかというところがベースになっております。この5ページ目の下のグラフがそうなんです、見ていただくとわかるように、非常に乱高下をしております。これは生物学的な特徴かなというふうに思っております。非常に悪い時期、特に先ほど資源状況でお話ししました1980年代というのは、このグラフを見ていただいてもわかるように低加入の時期が非常に続いておりました。こういったことが親魚の資源量に結びついてきたんだということだというふうに理解いただければというふうに思います。

その一方で、今も非常に低加入の時期は続いておられますけれども、上の緑のところを囲ってあります、我が国がやっているモニタリング速報というところを見ていただきますと、大体2014年で底をうって、2015年、2016年というのは大体良くなってきている状況になっております。したが

いまして、低加入がこれから続くのかというところとそうではなくて、大体平均的な水準に戻りつつあるのではないかとこのように予測をしております。こういったことを見据えながら、漁獲制限でありますとか、今後の措置というのを低加入を水準にして、悲観的というか、予備的というか、そういったきつものを決めていかなければいけないのか、それとも、加入が平均水準に戻ってきているので、それなりのしっかりしたものでいいのかということが国際的にも議論になってきているところでもあります。

めくっていただきまして、6ページ目になります。

太平洋クロマグロの親魚資源量の回復予測ということで、先ほどの4ページの下でお示したグラフと似ておりますけれども、それを延長していった場合にどうなるかという、これは予測でございます。先ほど、2024年までに4万1,000トン、歴史的な中間値まで回復しようという目標を申し上げました。現在のところ予測をしていくと、大体それは達成できるんじゃないかというような水準になってきております。低加入が続いたとしても、62%の確率で目標が達成可能である。先ほど申し上げたように、加入がもう少し良ければ、さらに早い年限で達成可能ということになっております。

あと、6ページ目の下が、小型魚の漁獲を減らした場合と、大型魚、親魚の方の漁獲を減らすのと、どちらが効果があるかということがよくマスコミなどでも取り上げられております。やはり子供より親を守ったほうが将来につながるのではないかとこの議論であります。これにつきましても試算をした結果、上の数字で書いてございますけれども、やはり子供を獲るのを控えたほうが、将来、その子供が親が増えて子孫を増やすことが大きいと、非常に単純に言ってしまうとそういうことなんです、どうも数字的にもそういったことが立証できているというようなものでございます。

続きまして、7ページ目が、それを踏まえまして、今週、WCPFCの北小委員会という会合が開かれております。WCPFC年次会合が年1回、12月に行われております。その前段階として、太平洋クロマグロについて集中的に議論をしようという会合が、毎年夏のこの時期に行われております。この北小委員会というところで決まったものが、大体12月の年次会合でもほぼそのままの形で決定されるというのが今までの姿でございます。

今年は、今週1週間、韓国の釜山におきまして、この会合が開かれております。その後、フィリピンで12月に会合があると、繰り返しになりますので省略いたします。

主な論点を8ページ目にかかせていただいております。主に3つの課題を議論しております。

1点目が次期管理目標ということで、先ほど暫定回復目標ということで申し上げました。この暫定目標を回復させた、達成した後に、次の目標をどうするかということをもまず議論するのが1点目です。2点目が、それと関連してありますけれども、長期的な管理方策、先ほど申し上げたもの、漁獲制限に加えまして、資源変動に応じてどういうふうに資源管理を行っていくかというルールをあらかじめ決めておこうということをやっております。それと、緊急措置として、加入が著しく低くなったときに緊急的に一種のセーフガード的な措置を自動的に発効するようなものを、加入が悪くなってから慌てて決めるのではなくて、あらかじめルールを決めておこうと

というようなことを3点議論しております。

我が国として実現を目指すべき事項と書いてございますけれども、2点あります。1点目が、親魚の資源量が増大した場合、今、漁獲をいかに制限するかという議論がこれまでは主流でした。そうすると、どうしても減らす方向、漁獲上限をどんどん低くする方向に議論が主でしたけれども、先ほど申し上げたように、加入がいい場合には漁獲を増やすという方向に戻してもいいんじゃないかと、こういう議論を行っております。2点目が、漁獲対象を小型から大型、要は子供の魚を獲り控えて大人の魚を獲っていくようにシフトしていかなければいけないだろうと、そういう議論を行っております。

具体的に、ちょっと技術的な点も含めて13、8ページ目の下で書いてございますけれども、我が国として具体的にこういう提案をしております。まず、目標につきましては、初期資源量、全く漁業生産活動がない場合にどのぐらい増えるかという数字なんですけど、その20%を遅くても2034年までに達成するという目標はどうかということを提案しております。また、先ほど、親魚の資源量が増大した場合に漁獲を増やせるというようなルールと申し上げましたが、それが2点目になります。回復確率が60%を切ると自動的に強化する一方で、回復確率が上がれば増枠を可能にする措置をとったかどうかということを提案しております。こういったことを今、韓国の方で議論しているということです。また結果が出ましたら、審議会などの方でも御報告をしたいというふうに思っております。

引き続き、国内の状況について御説明いたします。

○大森委員 今回の御説明で、今まさにWCPFCの北委員会で、日本の提案が議論をされているとお聞きしておりますが、一方で、このWCPFCの北委員会にも参加しているアメリカ政府の海洋大気庁、NOAA、この太平洋クロマグロについては絶滅危惧種ではないと提言している。親魚資源量が初期資源の2.6%であるということは環境変化や密度効果も考慮されていないというふうに断定して、検討に値しないと結論づけたという報道があります。今日、この場で云々ということではないんですけれども、こういったアメリカ政府の公表に対して、今後日本としてどういう評価をし、そして、このWCPFCを含めてどういった戦略を持っていくかということについて、また次回以降でも教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○国際課長 次回の宿題ということで、整理して御説明させていただきたいと思っております。

○山川分科会長 では、続きをよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。国内は、管理課の方から説明させていただきます。

資料の下のページでいうと9ページ以降に、国内の管理の方向性についてございます。大きく分けて、過去、現在、未来ということで、第2管理期間、それから第3管理期間、それから、その後の第4管理期間で法制化のTACになること、この3点を簡単に御説明をさせていただきます。

まず、9ページの下なんですけど、御案内のとおり、管理期間、長さは1年間なんですけど、沿岸と大臣管理期間の沖合で半年ずれております。大臣管理期間は1月から12月、沿岸の方は7月から6月という形になってございます。

ちょっと1枚めくっていただきまして、かなりこれは報道もしていただいたので御案内のとおりだと思うんですが、第2管理期間が6月末で沿岸は終わりました。結果として、残念ながら333.5トン、日本の国のクォーターを超えました。例えばスライド番号でいうと10ページの上の18番のスライド、地域別にご書いてございますけれども、一言で言うと定置網の漁獲超過、これが最も大きな要因です。

もう一つ、第2管理期間は、このスライド18にございますとおり、ブロック管理というのを先ほど御説明いたしました。具体的に言いますと、日本海北部とか太平洋北部とか、各県が集まって、こういうブロック単位で管理をして、そして漁獲の偏在をこの中で吸収しようということを考えていたんですが、それを全く覆すほどの大量の来遊が来たということでございます。

それで、次のページに移りまして、その結果、超過した分をどう処理したかといいますと、各都道府県別にそれぞれの漁獲枠から差し引きをさせていただきました。各県の中には、1年間でもとも返し切れないほど漁獲超過があった県もございます。この大量の漁獲超過の件については、枠が翌年何もないと管理できませんので、もとの枠の8割を目安に枠を残して、残りの2割を分割で返済していただくという仕組みをつくりました。これは各県と調整をした上でこういう形にしております。

その結果、11ページの下の方なんですが、先ほど言いましたとおり、もとの枠に対しまして333.5トン超過をいたしました。まき網も含めて大臣管理漁業の未消化部分、それから沿岸も未消化部分がございます。さらに、調整枠としてまき網からいただいた250トン、こういうものを合わせて、何とか国の方で吸収をして第3管理期間につなげたという状況でございます。

第3管理期間の説明に移ります。次のページをめくって、12ページの上のスライドをご覧ください。

先ほど言いましたとおり、ブロック管理は都道府県別の管理に移行いたします。定置網も基本的には各県別の管理が基本なんですけれども、これは非常に受動的で偏在もまだありますし、それから、同じような管理の悩み、技術開発、そういったものもありますので、これは共同枠というものを残します。もちろん県によっては単独で管理する県もございます。

それから、新たに零細枠、もともと漁獲をほとんどしていなかった県もございますので、数トンレベルの零細枠しか持っていない県も管理が非常に難しゅうございますので、ここも共同の広域管理というのを新たにつくりました。こういう枠の管理の変更がございまして、第3管理期間はこれから管理を進めていくということでございます。

その管理の変更したイメージが、隣の13ページの上のスライドにございます。これからちょくちょく漁獲状況を改訂していく必要があるんですが、この次からはこのような形でお示しすることになるかと思っております。

さらに、その先の第4管理期間、これは大臣管理を来年の1月から開始いたします。ちょっとページを1枚めくっていただきまして、14ページの上のスライドをご覧くださいと思います。

クロマグロ型TACということで、従来のアジ・サバTACとは少しやり方が異なります。現在、4月21日に既にTACの指定についてクロマグロを追加いたしました。今後、来年の1月、

大臣管理が始まりますので、その前に国の基本計画をつくらなければいけません。これは他のTACと同じように、この審議会の皆さんにまた意見をお聞きしなければいけません。その後、実際には準備が並行しますけれども、都道府県計画をそれぞれ作っていただくということでございます。

漁獲枠を設定して守るという意味では、今やっていることと特段変わらないんですけれども、今度は法令に則った手続をするということと、それから、もし違反命令を出した上でそれに従わなかった場合は罰則が科せられるという違いがございます。そのような法令に基づいたTACを行うということで、14ページの下表ですが、今後こういうスケジュールで進めてまいります。

少し御案内なんですけれども、参考資料をちょっとめくっていただきまして、一番最後のほうの33ページ以降です。今、試行の管理計画をつくってございます。これは、アジ・サバの既存のTACの様式を参考にしてございます。御案内のとおり、法令に基づくTACは法律に基づいた手続がございまして、先ほど言いましたように、この審議会にもいろいろと御検討をお願いしなければいけないということになります。それが今年中に、この計画を皆さんに御承認いただくという手続を予定しておりますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

以上です。

○山川分科会長 ただ今の御説明に関しまして、御意見、御質問等、よろしく願いいたします。

嘉山委員。

○嘉山委員 この各県の第3管理期間の管理イメージ、定置網漁業共同管理とか、各県全部出ているんですけれども、この地図の方にある完全単県管理の方に養殖魚の種苗というのはここに入っているというふうに解釈していいんですかね。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

養殖魚の種苗は、実際にまき網で獲るものと、それからひき縄で獲るもの、それから人工種苗がございましてけれども、それはこの中に含まれる。大臣管理でしたらまき網がございまして、ひき縄であれば県の管理の枠の中でやっていただきます。

○嘉山委員 わかりました。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

長元委員。

○長元特別委員 マグロのことなんですけれども、先ほどから出ておりますように、先ほど言われましたけれども、養殖のマグロについては、もちろん小型のマグロだと思うんですけれども、昨年が人工孵化と、それから天然の稚魚を含めて約102万ぐらい養殖されたんですけれども、本年度は、例えば養殖に回ったマグロの尾数なんかは、今把握されているのか、いないのかという、ちょっとお伺いしたいんですけれども。わかっていたら教えて欲しいと思います。

○山川分科会長 久保寺資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

養殖種苗に提供した数字をずっと報告を受けて精査をしてまいりました。ページでいうと30ページ。29ページの養殖の管理から含めて、この種苗の養殖用に向けられた報告値をここにまとめ

ております。それで、御案内のとおり、養殖魚自体も池入れが規制をされて、それぞれ守らなければいけないんですが、養殖業者の報告と、それから漁業者の報告の数字に少し乖離がございました。今年、3年目ですけれども、このように報告をして誤差がどれぐらいあるのか、なるべく小さくなるようにということで、今年も報告をまとめてございます。少しずつ狭まっているんですけれども、例えば途中で死んだり、あるいは報告を重複して過大に報告したりというのがございましたので、引き続き精度を高めるように努力してまいります。

○長元特別委員　そういう中で、先ほど言われるように、とにかく精度を高めていただいて、やっぱり我々、養殖業界にとっても、マグロの養殖がどんどん増えてきているということは大変懸念をしておりますので、そこら辺のところはよろしく願いいたします。

○山川分科会長　では、よろしく願いいたします。

他に御意見、御質問等がありましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

では、特に他に御発言がなければ、次の報告事項に移りたいと思います。4番目ですね。NPFC（北太平洋漁業委員会）第3回委員会会合の結果について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○国際課長　引き続き国際課長でございます。クロマグロに続きまして、サンマ、サバの関係でございます。

NPFC（北太平洋漁業委員会）という委員会の会合が先月、7月13日から15日、3日間、北海道札幌において開催されました。NPFCという機関は、北太平洋の公海における資源管理を主な目的としております機関です。こういった機関としては初めて、我が国に事務局がある、海洋大の方に事務局があるという機関でございます。その会合が年に1回開かれておまして、第3回会合と先ほどお話がありましたけれども、今年で3回目の会合という形になります。参加国・地域は、資料で書いてあるとおり8カ国・地域が参加しております。

今回、主に3つ課題がございました。1点がサンマの関係、2番目がサバの関係で、3番目がいわゆるIUU、違法・無報告・無規制漁業と言われておるIUU船をどうするかという関係であります。

まずサンマの関係、1ページの下の方から2ページにかけて書いてございます。まず、NPFCはできて3年目ということがありまして、議論のテーマを毎年絞りながらやってきております。まず、サンマについてやっていこうということでサンマで、その1年後を追うような形でサバという形で議論をしてきております。サンマにつきましては、去年の会合で、まず資源評価をしっかりやろうということ、さらに、入り口規制として許可漁船の数の急増を抑制しようということで規制をしてきております。

御承知のように、公海上における中国、台湾、韓国、こういった国の漁獲が非常に増えてきているということが我々の危機感のもとになって、こういう機関を用いて漁獲を制限していけないかということをやっているわけでありまして。今回は、今までそういった緩い入り口規制だけであったものを、許可漁船の増加を禁止しようというもの、さらに出口規制である国別の漁獲上限、

ここまで行けないかということで、ここに書いてあるような提案をしたところです。

結果ですけれども、2ページ目、裏の方に書いてございます。まず、国別の漁獲上限につきましては、まだそこまでは必要ないという国が大半を占めたものですから、残念ながら、これは合意が得られませんでした。資源評価の結果と、我々日本の、特に漁業者の感覚としては、非常に資源量が減っているのではないかと。ともすれば乱獲状態にあるのではないかとという感覚が非常に強いわけでありまして、評価の結果は、冷静に数字だけでは必ずしもそこまでは至っていないだろうという結果が出ておりまして、そういったこともありまして、なかなか各国からの強い合意が得られなかったというところであります。

その一方で、許可隻数の制限につきましては、特に遠洋漁業国、新興国であります中国、韓国、台湾、それらの国に対しては許可隻数の増加を禁止しようということで、かなり強い措置をとることが可能となっております。また、この措置は1年限りということになっておりますが、要は来年、漁獲上限の設定についても改めて話し合おうということで、先ほど我々が述べたような日本側の危機意識、こういったものも各国に共通の理解を求めながらやっていこうということで、次期につなげる成果がそれなりにあったのではないかとということでもあります。

2点目がマサバであります。マサバについては資源評価をまだ行っておりませんので、それを31年、2019年、再来年までに完了して、それまでの間は船の抑制を禁止しよう。今は増加の抑制を推奨するという書き方になっておるんですが、それを禁止しようというようなことを提案しております。これにつきましては、我が国の提案がほぼ認められた形になりましたが、資源評価の終了時期については可能な限り早期にとということで、若干踏み込んだ形で合意を得ております。こういった形で、早く資源評価を終えて、次の規制が必要であれば行っていくということで議論していきたいということでもあります。

3点目のIUU漁船リストですが、各地域漁業管理機関でIUUの船のリスト化を行って、いわゆるブラックリストをつくっております。国連のFAOにおきまして、いわゆるPSM協定という、こういった寄港国がIUUの船の寄港を禁止する措置をやっていこうという条約、我が国も6月に締結いたしましたけれども、そういった動きが進んでいる中で、じゃ、その対象となるブラックリストを作っていこうということでもあります。これにつきましては、我が国が視認した船のリストを基にしまして、無国籍船23隻——無国籍船とありますけれども、中国を装っているとか、中国船がもとではないかと思われていた船が大半なんです、こういったものについて23隻について無国籍であるということが判明してリストに掲載されるということが確定しております。このリストに基づいて、各国取締りなどを行っていこうということになるかと思えます。

以上、主だったところを紹介させていただきました。来年また7月に我が国によって会合がございまして、先ほど、来年につなげるという形で申し上げましたけれども、各国との二国間での話し合いなども含めて、いろいろ仕込みを今行っているという状況でございます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今の御説明につきまして、何か御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

田中委員。

○田中委員 御苦勞様でしたということなんですけれども、ちょっと研究者の立場から意見がありまして、こういうサバとかサンマ、日本の研究者が出ているんだと思うんですけれども、最初に出てきた人たちは、多分国際会議への対応になれていなかったんじゃないかという印象があるわけですね。私が昔、国際捕鯨委員会に出ていた頃は、議題の採択からもめるわけですよ。議題のところに捕獲限度量の計算が入っていないで気がつかないでいると、「今年は算定しなかったから捕獲限度量はゼロだ」みたいな、こういうことが平気で行われるわけですよ。そういうことに日本の国内の研究者って、なかなか慣れていないと思うんですね。ですから、いきなりぱっと出ても、学力ではまさっていても議論で負けちゃうと、そういう作戦で。

ですから、送り出す前に、そういう一通りの教育をして送り出して欲しいなど。そうしないと、本当に何か能力があるのに残念な結果になったりすることもあるので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

○山川分科会長 黒川国際課長、何か御発言はございますか。

○国際課長 非常に富んだ御示唆をいただきましたので、どういう形で予行演習、教育と言うのもおこがましいですけれども、予行演習というかシミュレーションをどうやっていくか、どういうやり方がいいのかということも含めて、いろいろ御教示いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

では、特に御意見等なければ、最後になりますけれども、次の水産基本計画のフォローアップについて（資源管理関係）、事務局から御説明をよろしくお願ひいたします。

○資源管理部長 すみません。資源管理部長です。

最後の1枚なんですけれども、これは、今回、水産基本計画で資源管理について様々なことをやると、今までやっていなかったことをやるということが決まっております。それをどういうふうにやっていくかと、どういったものをこれから水政審の方に諮っていかないといけないかという点について羅列したものでございます。

今、水産業自体は規制改革会議などで、やはり類似の議論もなされることもあろうかと思ひますけれども、どちらにしてもやらないといけないことはかなり、特に資源管理に関してやらないといけないことはかなり明確になっておると思ひます。そういった点で3点ほど羅列させていただいております。

一番大事なのは、最初の丸なんですけれども、主要水産資源ごとに維持すべき水準や、下回ってはならない水準といった資源管理目標等の導入を図ると書いております。ここで「資源管理目標等」と書いておりますけれども、はっきり言いますと、多分限界管理基準値ですね。これ以上下回ってはならないというのと、それから、維持すべきレベルの目標管理基準値と、資源がそれぞれの間にあるときに、どんなふうな対応をすべきかというのを前もって決めておこうというよ

うな3つの点について、これからやっていかないといけないということになります。

現状でございますけれども、下に3つ図がございます。例えばですが、今、下回ってはならない水準しか設定されていないということでもありますので、これは魚種は特に書いておりませんが、太平洋のマアジがこれに相当いたします。今までかなり資源水準がよかったわけなんです、今のTAC制度で決まっておるのは、この点線さえ下回らなければいいということしか決まっておりましたので、どちらかという魚を獲りたいという意図の方が優先されます。その結果、資源水準がかなり下がってきて、でもTACの規制上は何ら問題がないというようなことになって、結果的には資源水準が下がってしまう。資源水準が下がれば可能な漁獲量も下がってしまっていて、長期的には日本として損をするという形になりますので、これを見直しまして、最低水準をどうするのかというのと、どのレベルで資源を維持するのか、そういった場合に漁獲量がどういふふうになっていくのかというのを、これから新たな基準をつくっていくこととなります。

これにつきましては、資源ごとにそれぞれに応じた基準値ということをつくることとなりますし、また、それをつくることによって、短期的にはTACの量の算出というのも今までと違った計算の仕方になってまいります。そういったものも含めて前広に御議論をいただかないといけないということになるかと思えます。特にここが、役所の方から一方的に決めるという話ではなく、例えば欧米でも、ここの基準値をどうするかというのにかなり時間をかけた議論がなされており、そういった意味で、基準値を決めるという点に関して、かなりいろいろ突っ込んだ議論、それも資源を守るサイドからとあわせて、漁業資源を利用するサイド、双方の面からの突っ込んだ議論が必要になるかと思えます。その際の御審議のほどをよろしく願いいたしますという点を前もって言わせていただきたいということでございます。

2つ目、3つ目以降でございますが、こういった資源管理の目標がつくられますと、それを資源管理の指針や計画の中にまた反映していかないといけないということで、連動した話となります。

最後の点なんですけれども、最初の2点が議論できるというのは、資源量の推定が可能なものに限られます。一方で、我が国の沿岸漁業の漁獲量の落ち込みなんか結構激しいのは、資源量が推定されていない魚種が多うございます。したがって、TACはちゃんと管理するというのは当然なんですけれども、本当に沿岸漁業の再生を願うときに、資源量の推定されていない魚種の管理をどういふふうにするのかというのが大きな課題として出てまいります。通常の資源評価のためのデータ収集ですと、やっぱり10年とか20年という長い月日を要しますけれども、沿岸漁業の再生という点から言えば、とてもそんなに待てられないということになりますので、いろいろなものを全てデータベース化して、資源評価を早目にやれるようにしようと、さらに、一つのデータベースができたならば、漁獲の情報を入れて、その上にさらに流通・加工の情報も入れた沿岸漁業のビッグデータというものをつくって、最適の行動が資源評価、漁業活動、販売・流通まで至るようにしなければならぬという、そういった3つの観点から、今、我々は取り組もうとしておりますので、いろいろな検討のたびにお諮りして議論をいただければと思

ております。これは事前の報告でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただ今の御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 1番目の件なんですけれども、主要なものだけだったらいいと思うんですけれども、例えば底びき網漁業の場合、多様な魚種が同時にとれてしまうという場合に、全ての魚種について維持すべき水準を維持するということになると、一番とれない、あるいは一番価値のない魚を管理基準に使う可能性が出てくるわけですね。そういう意味では、むしろ最適生産量、OYのような考え方で、漁業者のサイドの意見になっちゃうのかもしれないですが、そういう一部の魚種の乱獲——乱獲と言うと、言い方がちょっと悪いですが、過剰利用を許容して経済的な価値ある魚を優先するような、そういう資源の目標のあり方もあるんじゃないかというふうに思うわけです。

逆に、これの対極にあるのがIWCの改定管理方式ですね。これは同じOYだと思いますけれども、改定管理方式では、一番絶滅というか、増加率の低いクジラを安全に管理できるように捕獲限量を設定しているわけです。そうしますと、増加率の高いミンククジラみたいなやつは、日本がとっているやつは著しい過少利用になるわけですね。こういう、同じOYでも大分コンセプトによって違ってくるわけなんですけれども、いずれにしても、ある全部を決めてしまうと、そういうデメリットも大きいように思うわけで、主要をどこまで主要にするかというのは、また議論になるんじゃないかと思えますけれども、その点、全部こういうふうにしなればいけないということになると、ちょっと厳しいと思うし、その資源を考えるのであれば、むしろOYのような考え方でやらないと、今度は漁業調整という点で相当困難を伴うのではないかという懸念があります。

以上、まだこれから議論されるということなので、コメントとして聞いていただければと思います。

○山川分科会長 では、御意見として承ったということで。

神谷資源管理部長。

○資源管理部長 ありがとうございます。

田中先生、資源の専門家ですので、いろいろなことをわかった上でおっしゃられているんだと思えますけれども、我々水産庁サイドで今はっきりしておきたいのは、資源の評価をしっかりとやるという話と、それを管理にどう生かすかという点がまた別になってくると思います。実際、底びき網もいろいろなものをとるわけなんですけれども、それは、例えば日本の北側の地域での底びき網と、南側の地域での底びき網では、とれる魚種や種類や数、量なんか全然違ってまいりますので、それぞれ地域に応じてどこの種類までやるかというのを、やはり掘り下げた議論が必要になってくるんだと思います。

ただ、一つ強調しないといけないのは、管理が難しいイコール、往々にして、だからやらなくていいんだとかいうふうについつい流れがちなんですけれども、そういう流れを断って、やれる

ところは一生懸命やっていかないといけないという、それが我々にとって今新たにやろうとしているところであります。ですから、現実の難しさというのはあるんですけども、だからといって、それに妥協することなく、やれるところまで一生懸命やるというふうに、我々も資料も作成し、御審議もいただきたいと思いますので、そういった観点からの御審議をいただければと思います。

○山川分科会長 より具体的には今後御議論いただくということになろうかと思っておりますけれども、そういうことで、委員の方々の積極的な御意見、よろしく願いいたします。

ほかに、本件に関しまして御質問、御意見、ありますでしょうか。

では、ほかに御発言がなければ、その他に移りたいと思います。

その他ですけれども、何かございますでしょうか。せっかくの機会ですので、何かございましたら委員の方々から。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次回会合の日程について事務局から御案内、よろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

次の資源管理分科会ですが、10月下旬から11月上旬をめどに開催をお願いしたいと考えております。何か緊急な必要が生じて、それ以前に開催するということになる場合については、できる限り早急に御連絡をさせていただきたいと思っております。いずれにしても、通常のとおり、日程につきましては、後日事務局から御連絡を申し上げた上で調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

本日は、長時間にわたり御議論いただきまして、大変お疲れさまでございました。

これをもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。